

港湾審議会第164回計画部会資料

# 和歌山下津港港湾計画書

—改訂—

平成9年11月

和歌山下津港港湾管理者

本計画書は、

- |          |                |
|----------|----------------|
| ・昭和60年6月 | 和歌山県地方港湾審議会    |
| ・昭和60年8月 | 港湾審議会第110回計画部会 |

の議を経、その後の変更については

- |           |                |
|-----------|----------------|
| ・昭和62年5月  | 和歌山県地方港湾審議会    |
| ・昭和62年9月  | 和歌山県地方港湾審議会    |
| ・昭和62年11月 | 港湾審議会第121回計画部会 |
| ・平成元年11月  | 和歌山県地方港湾審議会    |
| ・平成3年11月  | 和歌山県地方港湾審議会    |
| ・平成4年10月  | 和歌山県地方港湾審議会    |
| ・平成6年5月   | 和歌山県地方港湾審議会    |
| ・平成7年7月   | 和歌山県地方港湾審議会    |

の議を経た和歌山下津港の港湾計画を改訂するものである。

## 目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	4
III	港湾施設の規模及び配置	5
1	公共ふ頭計画	5
2	旅客船ふ頭計画	7
3	危険物取扱施設計画	8
4	専用ふ頭計画	9
5	水域施設計画	10
6	外郭施設計画	11
7	小型船だまり計画	12
8	臨港交通施設計画	15
IV	港湾の環境の整備及び保全	16
1	港湾環境整備施設計画	16
2	廃棄物処理計画	17
V	土地造成及び土地利用計画	18
VI	その他重要事項の計画	20
1	大規模地震対策施設計画	20
2	橋梁の桁下空間	20

## I 港湾計画の方針

和歌山下津港は、紀伊水道をへだてて四国、淡路島を望む大阪湾口に位置しており、古くから沿岸航路の定期船寄港地として栄え、昭和26年1月重要港湾に指定された。その後、鉄鋼、石油精製等の工業港として、また、紀北地域を背後地域とする木材輸入港として発展し、昭和40年4月特定重要港湾に指定された。現在では、臨海部に立地する各種工業及び紀北地域における流通拠点として重要な役割を果たしている。平成7年には釜山との外貿定期コンテナ航路が開設され、今後地域国際流通港湾としての役割が増大することが見込まれている。平成7年の港湾取扱貨物量は外貿2,435万トン、内貿3,102万トン（うちフェリー 842万トン）合計5,538万トンに達している。

本港の背後地域においては、近畿自動車道の開通、関西国際空港の開港に加え、京奈和自動車道などの高速交通体系が拡充されており、京阪神地域との結びつきが強化されることから、関西圏の一翼を担う拠点として、今後ますます発展することが期待されている。

このため、本港においては、背後地域の発展にともなう物流需要の増大や、コンテナ化の進展など物流形態の変化に対応した機能を確保するとともに、輸送の効率化等により、地域産業の高度化・活性化を支援することが求められている。

また、近年の港湾を取り巻く状況の変化に伴い、市民が海に親

しむための賑わいと潤いのある空間の形成等、多様な要請が寄せられている。

さらに、関西地域における電力需要の増大に対処するため、本港において火力発電所の整備が要請されている。

このような情勢に対処するため、平成20年代前半を目標年次として、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

- 1) 紀北地域の流通拠点として、物流需要の増大、船舶の大型化等に対応し、物流コストの低減を図るため、木材の取り扱いを中心とした大水深・多目的外貿ターミナルの確保などにより、外内貿機能の強化を図る。
- 2) 港湾における快適な環境の創出を図るため、親水空間の充実を図る。また、四国方面の玄関口及びクルージングの拠点としてふさわしい空間の形成を図るため、再開発を進める。
- 3) 本港及び本港を取り巻く地域の環境の保全のため、廃棄物受入空間を確保する。
- 4) 関西地域における安定的な電力供給を図るため、電源立地の要請に対応する。
- 5) 港内に散在する漁船等の適切な収容を図る。
- 6) 港湾と背後地域との連絡を図るとともに、港湾内の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。
- 7) 大規模地震災害時の緊急避難及び緊急物資輸送等の対策を進める。
- 8) 多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成する

ため、陸域1,500haと水域12,000ha とかなる港湾空間を以下のように利用する。

- ① 西浜地区、本港沖地区、北港沖地区は、物流関連ゾーンとする。
- ② 北港沖地区は、エネルギーゾーンとする。
- ③ 薬種畑地区は、人流関連ゾーンとする。
- ④ 北港地区、船尾地区、海南地区、冷水地区、下津地区、沖山地区、有田地区は、生産ゾーンとする。
- ⑤ 大崎地区、沖山地区の一部は危険物ゾーンとする。
- ⑥ 西脇地区、大浦地区、本港沖地区の一部、琴ノ浦地区、大崎地区の一部は、船だまり関連ゾーンとする。
- ⑦ 北港沖地区の一部、片男波地区、毛見地区は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ⑧ 内港地区、雑賀崎地区は、港湾業務関連ゾーンとする。
- ⑨ 北港沖地区の一部は、交流拠点ゾーンとする。
- ⑩ 本港沖地区は、廃棄物処理ゾーンとする。

## II 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

取扱 貨物 量	外 貿	2, 990万トン
	内 貿 (うちフェリー)	2, 880万トン (うち550万トン)
	合 計	5, 870万トン
入港最大標準船型		26万 D/W級
港用 湾者 利数	旅客施設利用者	80万人
	マリーナ利用者	240万人

### III 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

#### 1 公共ふ頭計画

##### 1-1 北港沖地区

輸送機械、染料、塗料、合成樹脂、その他化学工業品、軽工業品、雑工業品等の内貿ユニット貨物を取り扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

水深10m 岸壁1バース 延長170m

ふ頭用地 11ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

##### 1-2 北港地区

セメント、石油類等の内貿貨物を取り扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m

ふ頭用地 2ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

##### 既定計画

水深7.5m 岸壁2バース 延長260m

水深5.5m 岸壁2バース 延長180m

ふ頭用地 7ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

### 1 - 3 本港沖地区

林産品等の外貿貨物を取り扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

水深 14m 岸壁 2バース 延長560m

ふ頭用地 34ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

なお、これに伴いけい船浮標 2基を撤去する。

### 1 - 4 下津地区

既定計画どおりとする。

既定計画  
物揚場 水深 4 m 延長 60m  
ふ頭用地 1 ha (荷捌施設用地)

## 2 旅客船ふ頭計画

### やくしゅばた 薬種畠地区

クルージング需要の増大に対処するため、旅客船ふ頭を次の一  
とおり計画する。

水深10m 岸壁 1バース 延長280m (公共) (既設)

水深3 m 物揚場 延長 60m (公共)

ふ頭用地 1 ha (旅客施設用地)

既設

水深10m	岸壁	2 バース	延長370m (公共)
水深 7 m	ドルフィン	1 バース	
ふ頭用地	4 ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)	

### 3 危険物取扱施設計画

#### 3-1 北港沖地区

石油類等を取り扱うため、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

水深14m ドルフィン 1バース（専用）

#### 3-2 青岸地区

既定計画どおりとする。

既定計画  
〔 水深6.5 m ドルフィン 1バース（専用）〕

#### 3-3 沖山地区

既定計画どおりとする。

既定計画  
〔 水深4.5 m 岸壁3バース 延長 180m（専用）  
危険物取扱施設用地 4ha 〕

#### 3-4 大崎地区

既定計画どおりとする。

既定計画  
〔 水深 7m ドルフィン 1バース（専用）  
危険物取扱施設用地 15ha 〕

#### 4 専用ふ頭計画

##### 4-1 北港沖地区

石油類等を取り扱うため、専用ふ頭を次のとおり計画する。

水深 7m ドルフィン 1バース

水深 4.5m 岸壁 延長 70m

##### 4-2 大崎地区

既定計画どおりとする。

[ 既定計画  
物揚場 水深 4m 延長 100m ]

## 5 水域施設計画

けい留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

### 5-1 航路

北港沖地区 北港航路 水深14m 幅員300m

本港沖地区 本港航路 水深14m 幅員280m

既定計画

北港沖地区 北港航路 水深19m 幅員350m

本港沖地区 本港航路 水深13m 幅員250m

### 5-2 泊地

西浜地区 水深 14m 面積 77ha

薬種畠地区 水深 10m 面積 3 ha

青岸地区 水深 7.5m 面積 3 ha

なお、これに伴い、本港沖副防波堤 123m、本港沖外防波堤 27m、南防波堤 450m、北防波堤 210mを撤去する。

既定計画

西浜地区 水深 13m 面積 65ha

水深 12m 面積 14ha

薬種畠地区 水深 10m 面積 4 ha

青岸地区 水深 7.5m 面積 3 ha

なお、これに伴い、本港沖外防波堤50m、薬種畠南防波堤 450m、青岸北防波堤 210mを撤去する。

## 6 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため防波堤を次のとおり計画する。

北港沖地区 北港沖北防波堤 延長 1,000m (既定計画)

北港沖南防波堤 延長 1,000m (既定計画)

青岸地区 青岸北防波堤 延長 610m

(うち 450m工事中)

本港沖地区 本港沖南防波堤 延長 1,340m

(うち 1,250m工事中)

### 既定計画

青岸地区 青岸北防波堤 延長 450m  
(うち 450m工事中)

本港沖地区 本港沖南防波堤 延長 1,250m  
(うち 1,250m工事中)

また、以下の防波堤を撤去する。

北港地区 北港北防波堤 80m

西浜地区 南港北防波堤 190m (既定計画)

雜賀崎地区 南港南防波堤 76m (既定計画)

## 7 小型船だまり計画

漁船、官公庁船等の集約化を図るため小型船だまりを次のとおり計画する。

### 7-1 本港沖地区

航路	水深	2 m	幅員	30m
本港沖防波堤（波除）			延長	50m
物揚場	水深	2 m	延長	190m
船揚場			延長	50m
ふ頭用地		2 ha		

### 7-2 薬種畠地区

物揚場	水深	3 m	延長	120m
ふ頭用地		1 ha		

### 7-3 西脇地区

既定計画どおりとする。

#### 既定計画

物揚場 水深 2 m 延長 340m

ふ頭用地 1 ha

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

#### 既設

二里ヶ浜防波堤 延長 50m

二里ヶ浜副防波堤 延長 80m

二里ヶ浜防砂堤 延長 240m

7-4 内港地区

既定計画どおりとする。

既定計画			
泊地	水深	4 m	面積 2 ha
	水深	3 m	面積 4 ha
	水深	2 m	面積 1 ha
物揚場	水深	4 m	延長 200m
	水深	3 m	延長 390m
	水深	2 m	延長 250m
ふ頭用地	1 ha		

7-5 大浦地区

既定計画どおりとする。

既定計画			
泊地	水深	1.5 m	面積 1 ha
物揚場	水深	1.5 m	延長 400m
ふ頭用地	1 ha		

7-6 琴ノ浦地区

既定計画どおりとする。

既定計画			
泊地	水深	2 m	面積 1 ha
物揚場	水深	2 m	延長 260m
ふ頭用地	1 ha		

7-7 冷水地区

既定計画どおりとする。

既定計画		
泊地	水深 1.5m	面積 1 ha
物揚場	水深 1.5m	延長 300m
ふ頭用地	1 ha	

7-8 大崎地区

既定計画どおりとする。

既定計画		
大崎南防波堤		延長 300m
物揚場	水深 3 m	延長 110m
	水深 2.5m	延長 250m
ふ頭用地	1 ha	

## 8 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

### 道路

#### 臨港道路紀の川右岸線

起点 北港地区公共ふ頭 終点 国道26号  
2車線

#### 臨港道路北港沖線

起点 北港沖地区公共ふ頭 終点 臨港道路紀の川右岸線  
2車線

#### 臨港道路葉種畠ふ頭線

起点 葉種畠地区旅客船ふ頭 終点 臨港道路一号臨港道路  
2車線

#### 臨港道路三号臨港道路

起点 臨港道路七号臨港道路 終点 臨港道路一号臨港道路  
4車線

#### 臨港道路西浜線

起点 本港沖地区公共ふ頭 終点 臨港道路一号臨港道路  
2～4車線

#### 臨港道路本港沖線

起点 本港沖地区公共ふ頭 終点 臨港道路西浜線  
2車線

#### 臨港道路本港沖南線

起点 本港沖緑地 終点 臨港道路西浜線  
2車線

#### 既定計画

#### 臨港道路紀の川右岸線

起点 北港地区公共ふ頭 終点 国道26号  
2車線

## IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾の環境の整備及び保全を次のとおり計画する。

### 1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

北港沖地区	緑地	30ha
青岸地区	緑地	1 ha
内港地区	緑地	1 ha
葉種畠地区	緑地	4 ha
本港沖地区	緑地	20ha
大崎地区	緑地	3 ha (既定計画)
既定計画		
北港沖地区	緑地	23ha
青岸地区	緑地	2 ha
内港地区	緑地	1 ha

## 2 廃棄物処理計画

浚渫土砂、陸上残土等 1,740万m<sup>3</sup>を廃棄物埋立護岸により、埋立処分するため廃棄物処理について次のとおり計画する。

本港沖地区 廃棄物処理・活用用地 117ha

なお、廃棄物は土地造成の埋立用材として有効活用を図り、廃棄物処理の終了した用地については、ふ頭用地35ha、港湾関連用地55ha、交通機能用地7ha、緑地20ha として土地利用を図る。

## V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

利用区分 地区名		ふ頭用地	港湾関連用地	交流拠点用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	クリエーション施設用地	公共用地	(単位: ha) 計
西脇地区	(1) 2		3									(1) 5
北港地区	(2) 2	(6) 6		418	7	(1) 4						(8) 436
北港沖地区	11		3	118		3			33		8	177
青岸地区	11	1		13		2			1			28
内港地区	(1) 2				(1) 1			(1) 1				(1) 7
薬種畠地区	(1) 9	(2) 9				(1) 4		(1) 4				(3) 27
西浜地区	22	75		6		9			1			114
雑賀崎地区	6			30		3			4			42
大浦地区	(1) 1					1						(1) 1
本港沖地区	(35) 35	(55) 55				(7) 7		(20) 20				(117) 117
片男波地区						1			2			3
毛見地区	4	2				7			1	39		53
琴ノ浦地区	(1) 1				(1) 1							(1) 1
船尾地区				120		1						121
海南地区	2			48	(1) 1							(1) 50
冷水地区	(1) 1											(1) 1
大崎地区	(1) 1	(1) 1			(3) 3	(1) 1	(5) 38	(1) 3				(11) 46
下津地区	(1) 1	1		33								(1) 35
沖山地区				37			(4) 4					(4) 41
有田地区	2			169		1						171
合計	(41) 111	(64) 155	3	991	(5) 12	(7) 41	(9) 43	(22) 70	39	8	(148) 1,474	

(注) 1. ( ) は、土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## 既定計画

(単位 : ha)

利用区分 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	交流拠点用地	工業用地	都市再開発用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	レクリエーション施設用地	計
西脇地区	(1) 2	3									(1) 5
北港地区	(7) 7			418		7	4				(7) 435
北港沖地区				141					23		164
青岸地区	11	1		13			2	(2) 2	(1) 2		(3) 30
内港地区	(2) 3	3				(1) 1			(1) 1		(2) 8
薬種畑地区	14	5					5		1		24
西浜地区	22	77			6		7		1		114
雜賀崎地区	7				30		1		4		42
大浦地区	(1) 1						1				(1) 1
片男波地区									2		3
毛見地区	4	2					7		1	39	53
琴ノ浦地区	(1) 1					(1) 1					(1) 1
船尾地区				120			1				121
海南地区	2			48		(1) 1					(1) 50
冷水地区	(1) 1										(1) 1
大崎地区	(1) 1	(1) 1				(3) 3		(5) 38	(1) 3		(11) 46
下津地区	(1) 1	1		33							(1) 35
沖山地区				37				(4) 4			(4) 41
有田地区	2			169			1				171
合計	(11) 77	(1) 92		979	36	(5) 12	28	(12) 45	(2) 37	39	(31) 1,344

(注)

1. ( ) は、土地造成を伴う土地利用計画で内数である。
2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
3. 本表は、現在の土地利用計画の表記方法にしたがって作成したものである。

## VI その他重要事項の計画

### 1 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について大規模地震が発生した場合に住民の避難、物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

北港地区

水深 7.5m 岸壁 1バース 延長 130m

### 2 橋梁の桁下空間

港湾を利用する船舶の航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおり計画する。

橋梁名（仮称）	桁 下 空 間
西浜大橋	中央幅 幅 80m 高さ N.H.H.W.L + 16m

注1) N.H.H.W.L は、略最高高潮面であり D.L + 2.13mとする。